

第18回 法人(1)－法人総説・法人の内部関係ほか

2005/06/13

松岡 久和

【法人制度の意義】（E71-74頁、佐311-316頁）

1 社会的な実在としての法人

- ・株式会社・有限会社・生協などの組織体は社会構成員として個人とは独立して実在。
- ・法人＝自然人以外に権利・義務の主体としての資格を認められた組織体。

2 法人の必要性と機能

- ①法律関係の単純化－組織体構成員全員を契約当事者や権利主体とすれば（共有）、法律関係が錯雑。かといって構成員の一人を権利主体とするのは危険。
- ②独自の団体財産の確保－団体独自の財産がないと活動ができない。共有だと分割請求ができ（256条）、持分の処分や差し押さえができるので団体の活動基盤が危うくなる。

→組織体の活動を支える独自の財産を構成員の財産と分別

※この徹底した形態が、構成員の**物的有限責任**

：団体の財産は構成員個人の債務について責任を負わない。

構成員個人の財産も団体の債務について責任を負わない。

3 共有・合有（組合）・法人単独所有の相互関係

- ①ABC（またはこれらの者が構成員である組合・法人D）が土地を所有する場合
- ②ABC（またはこれらの者が構成員である組合・法人D）が債務を負う場合

	団体性なし	組合	法人
①	ABCが 共有 （249条以下）各自は分割請求が可能 持分権の譲渡が可能	ABCが 合有 （668条） 分割請求はできない 持分権処分制限（676条）	D単独所有 構成員はDの財産には 直接的権利を有しない
②	連帯特約や不可分債務の例外が妥当しなければ、各人の分割債務（427条）	組合財産が責任を負う全額債務と、組合員財産が責任を負う個人の分割債務が併存（675条）	Dのみが債務を負う。 社員は直接債務を負わないか、負う場合も二次的・補充的（商80条）

4 法人の種類

4-1 社団法人と財団法人（名称につき35条）

- ・人の団体の構成員からの独立……………社団法人
- ・当該財産の出捐者財産からの独立……………財団法人
- ・両者の違いは目的や社会的実体とは無関係。

〔例〕医療法人は、社団法人でも財団法人でもありうる（医療法44条）

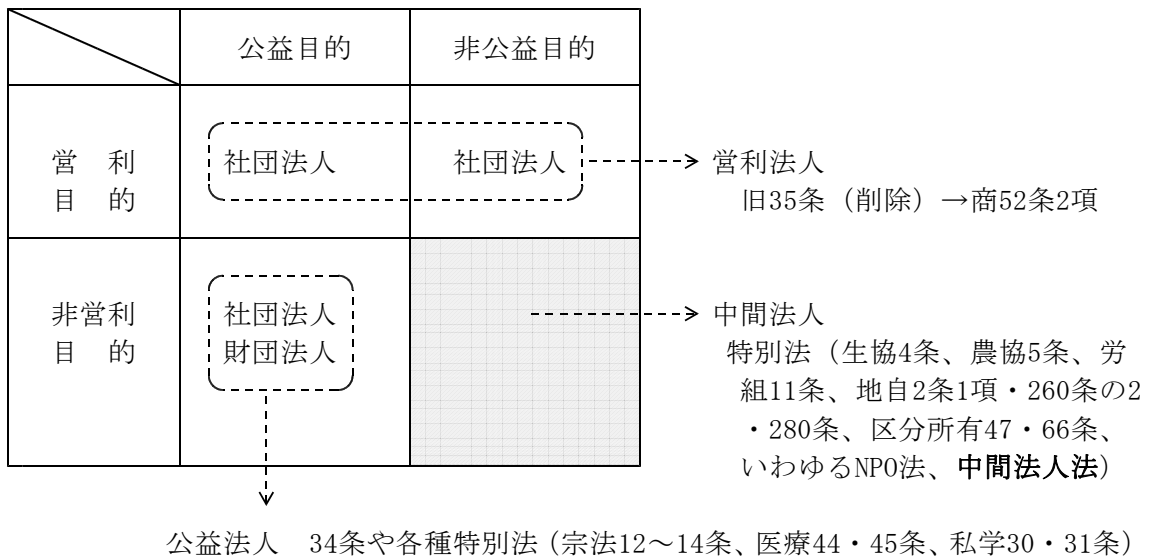
4-2 営利法人と非営利法人

- ・ 構成員への利益分配を目的とするか否かによる区別。収益活動を行っていても、構成員への利益分配を目的としないものは非営利法人。財団法人は、営利法人たりえない。

4-3 公益法人と中間法人

- ・ 公益法人：祭祀・宗教・慈善・学術・技芸その他公益に関する非営利目的法人(34条)
- ・ 中間法人：営利目的でも公益目的でもない法人。**例** マンション管理組合・町内会
合名会社に準じた組合型の**無限責任中間法人**と有限会社に準じた**有限責任中間法人**

5 法人と法規制



【法人の設立】（E74-79頁・81-82頁、佐316-319頁）

1 法人設立に関する法の関与類型

※近代初頭は団体を禁圧する態度を採るものが多かった（とくにフランス）

- ① **特許主義**：特別法で直接に法人格を与えるもの→特殊法人
例 日本銀行、日本放送協会
 - ② **許可主義**：法定要件具備＋主務官庁の自由裁量による判断
例 公益法人一般（34条）
 - ③ **認可主義**：主務官庁が法令の定める基準を満たしているかどうかを判断
例 学校法人（私学30条）、社会福祉法人（社福31条）など
 - ④ **認証主義**：主務官庁が法令の定める基準を満たしていることを確認・証明
例 宗教法人（宗法12条）、NPO法人（特定非営利活動促進法10・12条）
 - ⑤ **準則主義**：遵守すべき法令に従えば当然に法人格を付与
例 営利法人一般（35条、商52条2項、有限会社1条2項）、中間法人
 - ⑥ **自由設立主義**：法人としての実体を備えるものに当然に法人格を承認
例 スイス民法52条2項・60条。日本法はこれを採らない（法人法定主義）。
- 番外）当然設立 地域団体（地自260条の2）、相続人不在の相続財産（951条）

2 公益法人の設立手続

2-1 根本規則と必要的記載事項

社団法人 (37条)

定款

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要的記載事項 | ① 設立目的 | <ul style="list-style-type: none"> ① 設立目的 ② 財団の名称 ③ 事務所の所在地 ④ 資産に関する規定 ⑤ 理事の任免に関する規定 ⑥ 社員の資格得喪に関する規定 (社員は二人以上であること) |
| | ② 社団の名称 | |
| | ③ 事務所の所在地 | |
| | ④ 資産に関する規定 | |
| | ⑤ 理事の任免に関する規定 | |
| | ⑥ 社員の資格得喪に関する規定 (社員は二人以上であること) | |

財団法人 (39条)

寄附行為

- ・ その他の事項 (存立時期・解散事由など) も定款に記載すれば効力を有する (**任意的記載事項**)。
- ・ ②③⑤について寄附行為が不完全な場合には (とりわけ遺言による設立のケース)、裁判所による補完がなされうる (40条)。
- ・ 定款は、定款に別段の定めがない限り社員総会の3/4の同意で変更が可能だが、変更の発効には主務官庁の認可を要する (38条)。

2-2 主務官庁の許可: **例** 芸能・学術・技芸に関する場合は文部科学省の許可

- ・ 公益性: 不特定多数の者の利益の実現

否定例 構成員の利益実現目的 (同窓会・同好会等)、特定の者の利益実現目的

2-3 設立登記

- ・ 定款/寄附行為の記載事項+存立時期・出資方法・理事の住所氏名。
- ・ 登記は**対抗要件** (45条2項) ←→ 準則主義の場合には**成立要件** (商57条、中間法人6条)。

3 外国法人 (外国法に準拠して設立された法人 ←→ 内国法人) の権利能力取得

※ 構成員の国籍は問題にならない。仮に社員 (従業員ではない!) がすべて外国人でも、日本法に準拠して設立されていれば内国法人

- ・ 法律や条約による場合は別として、一般的には、外国の国家・行政区画・商事会社のみが、日本国内で同種の内国法人と同一の権利能力を取得 (36条) - **認許**。
- ・ 公法人・公益法人が認許されない点で、立法論的には問題がある。

【法人の機関】 (E82-84頁、佐320-322頁)

	(公益) 社団法人	(公益) 財団法人	株式会社
法人の活動の大枠決定	社員総会 60~66条	(評議員会)	株主総会 商230条の10~
法人の日常的意思決定	(理事会: 理事複数の時、多数決。52条2項)	(理事会: 理事複数の時、多数決。52条2項)	取締役会 商259条~
実際の業務執行	理事	理事	代表取締役

行	52～57条	52条～57条	商261条～
業務の監督	(監事) 58・59条	(監事) 58・59条	監査役 商273条～

【法人の消滅】(E92頁、佐322-323頁)

1 法人の消滅

- ・解散事由の発生・清算法人へ移行→清算終了→消滅(73条)→解散届出・登記(77条)

2 法人の解散事由

2-1 社団法人・財団法人に共通の解散事由(68条1項)

- ①定款・寄附行為による解散事由の発生、②目的たる事業の成功または不能の確定、③破産、④設立許可の取消し

2-2 社団法人の特有の解散事由(68条2項)

- ①社員総会の決議、②社員の欠亡

3 清算

3-1 清算人

- ・理事が原則として清算人に就任(74条。例外、75条・76条)。
- ・清算人の権限(78条)。

3-2 残余財産の処分(72条)

①定款・寄附行為による指定

※設立者やその相続人を帰属権利者と定めると許可されない扱いになっている。

←(a)非営利性との抵触、(b)濫用防止

②主務官庁の許可を得た類似目的のための処分。社団法人では総会決議事項。

③国庫帰属

※中間法人の社員には、剰余金分配請求権・退社時の財産払戻請求権・解散時の残余財産分配請求権が認められず、出資義務が課せられない代わりに定款の定めにより法人の活動経費の支払義務がある。

【参考文献】

「非営利法人・公益法人論」私法66号(2004年)－2003年度日本私法学会のシンポジウムの議論を収録したもの。報告自体は、NBL767号「団体論・法人論の現代的課題」に掲載。